

# 第10期 長野市分別収集計画

(期間：令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

長野市

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

# 長野市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

本市は、総合計画の基本構想のひとつとして「人と自然が共生するまち「ながの」」を掲げ、その達成に向けて「環境に負荷をかけない持続可能な社会の形成」、「自然と調和した心地よい暮らしづくりの推進」の二つの環境政策を展開している。

安全で快適な生活環境を確保するとともに、豊かな自然と共生する環境をつくりあげるためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を見直し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に、リプレース（代替え素材への転換）を加えた4Rを基本にしたライフスタイルへの転換を促すとともに、廃棄物の減量と資源化の推進を図り、持続可能な循環型社会を実現していく必要がある。

長野広域連合では、平成31年（2019年）3月に長野市大豆島地区に建設した「ながの環境エネルギーセンター」及び、令和4年6月には千曲市屋代地区に建設した「ちくま環境エネルギーセンター」において長野市一部地域の可燃ごみが供用開始となった。また、平成31年（2019年）3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルは、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターで処理することになり、分別収集・再商品化が全市統一された。このような変化の中、今後も平成21年10月から導入した家庭ごみ処理有料化制度による減量効果を持続させ、高まりつつある市民のごみや環境への関心及びごみ減量・分別徹底への意欲が継続できる積極的な啓発活動などの事業を展開していかなければならない。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集して資源化を促進し、ごみの減量化により焼却施設への負荷軽減や最終処分量の削減を図るため、市民、事業者及び市それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき計画を定めたものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 家庭ごみの減量・分別の推進及び手数料の適正な負担
- ・ 事業ごみの減量・分別の推進
- ・ 地域循環共生圏づくりの推進
- ・ 家庭系資源物の排出機会の増加
- ・ 資源再生センターの計画的な運営

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、金属（スチール製容器、アルミ製容器）、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙類（飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装であって前述以外のもの）、ペットボトル（飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの）、プラスチック製容器包装であって前述以外のもの）を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	15,269.2	15,089.5	14,913.3	14,636.2	14,535.8

[内 訳]

（単位：t）

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金 属	スチール製容器	379.3	375.7	372.9	301.2	299.1
	アルミ製容器	336.2	333.2	330.7	266.9	265.2
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	998.6	982.0	969.4	957.3	948.5
	茶色のガラス製容器	669.8	658.7	650.3	642.2	636.2
	その他のガラス製容器	498.4	490.1	483.9	477.8	473.5
紙 類	飲料用紙製容器 （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	31.4	30.7	29.5	28.9	28.3
	段ボール	1,693.2	1,653.0	1,594.6	1,556.2	1,525.2
	紙製容器包装であって上記以外のもの	3,021.1	2,996.7	2,967.0	2,956.7	2,948.1
プ ラ ス チ ク	ペットボトル （飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの）	647.9	641.8	636.1	630.9	627.4
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	6,993.3	6,927.6	6,878.9	6,818.1	6,784.3

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

### (1) 家庭ごみの減量・分別の推進及び手数料の適正な負担

#### ① ごみ分別の実践

「家庭用資源物とごみの出し方保存版」及び地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」により分別の徹底を啓発する。

また、市LINE公式アカウントのAIチャットボットを整備し、市民がごみの分別を調べやすくなるよう環境を整備する。

#### ② ごみ処理に関する理解の推進

えこねこ通信や広報ながの等の記事を充実させ、ごみの減量・分別の推進について啓発する。

#### ③ 住民自治協議会と連携した分別・排出指導の徹底

住民自治協議会（環境担当部会等）と連携し、ごみの分別の徹底や不法投棄されにくい清潔なまちづくりの実現と地域の環境美化活動を推進する。

また、10月をごみ分別強調月間と定め、地区役員と協力して集積所を巡回する。

さらに、住民自治協議会からの出前講座等の要請に応え、ごみの減量・分別に関する教材の充実を図る。

#### ④ 家庭ごみ処理手数料の使いみちの情報発信

納めていただいた家庭ごみ処理手数料や使いみちを、えこねこ通信やごみ処理概要等に掲載し、透明性を図る。

### (2) 事業ごみの減量・資源化

#### ① 排出事業者責任の自覚と取組の徹底

事業ごみの処理ガイドを発行し、事業所は排出事業者責任を自覚し、従業員ひとり一人がごみの減量及び分別の徹底を意識するよう啓発する。

#### ② 多量排出事業者の計画的な取組み

多量排出事業者に対し、減量計画書の提出を徹底させ、ごみ減量の計画的な取組を促進する。

#### ③ 搬入物の定期的な検査

ながの環境エネルギーセンター・資源再生センター搬入時の展開検査で産業廃棄物の混入が認められた場合は厳正に指導する。

#### ④ ながのエコ・サークルの普及促進

ながのエコ・サークル認定制度の普及促進を図り、認定事業所の事後調査や取組事例の紹介を行う。

### (3) 地域循環共生圏づくりの推進

#### ① 集団回収による資源物循環の促進

集団回収を促進し、リユースびんをリユースびんのまま循環させるほか、資源物を有価物として循環させ、自治会等の自主財源の確保を支援する。

### (4) 家庭系資源物の排出機会の増加

#### ① 家庭系資源物の拠点回収の充実

サンデーリサイクル会場を確保し、家庭系資源物の排出機会の増加を図る。

令和4年4月1日現在のサンデーリサイクル回収拠点と回収品目は以下のとおり。

	会 場	会 場 別 回 収 品 目
第1日曜日 (1月なし)	西友西尾張部店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯
	西友南長野店 (稲里)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯
	西友伊勢宮店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯
	デリシア若槻店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	戸隠支所 (4月～11月)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉
第2日曜日	西友古里店 (4・6・9・12・1・3月 は小型家電も回収)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	A・ユープ ファーマーズ 篠ノ井店 (5・8・ 10・11・2月は小型家電も回収)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	ラ・ムー長野店 (稲葉)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	鬼無里支所 (4月～11月)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉
第3日曜日	柳原総合市民センター (4月なし)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	西友川中島店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	豊野温泉りんごの湯	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	デリシア大豆島店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	信州新町支所 (4月～11月)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉
	中条総合市民センター (4月～11 月)	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉

第 4 日 曜 日	西友長野北店（檀田）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯
	ラ・ムー長野店（稲葉）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	A・コープ松代店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	大岡支所（4月～11月）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉

※各会場とも実施時間は午前10時から午後1時まで

(4) 資源再生センターの計画的な運営

① 資源再生センターの計画的な運営

資源再生センターを計画的に修繕、かつ安定的に運営する。

また、不燃ごみとして排出された小型家電をピックアップし、資源化する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分状況、資源化施設での資源化及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民意識の度合いや市の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、分別の区分を下記右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
金 属	スチール製容器	缶（スチール製、アルミ製混合）
	アルミ製容器	
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん（無色）
	茶色のガラス製容器	びん（茶色）
	その他のガラス製容器	びん（その他）
紙 類	飲料用紙製容器 （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙（紙パック）
	段ボール	紙（段ボール）
	紙製容器包装であって上記以外のもの	紙（雑誌・その他の古紙）

プラスチック	ペットボトル（飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの）	ペットボトル
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装



8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金 属	スチール製容器	(独自処理量) 280.5	(独自処理量) 278.6	(独自処理量) 276.6	(独自処理量) 274.5	(独自処理量) 272.4
	アルミ製容器	(独自処理量) 275.5	(独自処理量) 273.6	(独自処理量) 271.7	(独自処理量) 269.7	(独自処理量) 267.6
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	(独自処理量) 949.0	(独自処理量) 942.6	(独自処理量) 935.9	(独自処理量) 928.9	(独自処理量) 921.7
	茶色のガラス製容器	(独自処理量) 615.2	(独自処理量) 611.1	(独自処理量) 606.8	(独自処理量) 602.3	(独自処理量) 597.6
	その他のガラス製容器	(引渡量) 514.5	(引渡量) 511.0	(引渡量) 507.4	(引渡量) 503.6	(引渡量) 499.7
紙 類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	(独自処理量) 14.8	(独自処理量) 14.7	(独自処理量) 14.6	(独自処理量) 14.5	(独自処理量) 14.4
	段ボール	(独自処理量) 819.6	(独自処理量) 814.1	(独自処理量) 808.3	(独自処理量) 802.3	(独自処理量) 796.1
	紙製容器包装であつて上記以外のもの	(独自処理量) 1,037.1	(独自処理量) 1,030.1	(独自処理量) 1,022.8	(独自処理量) 1,015.2	(独自処理量) 1,007.3
プ ラ ス チ ク	ペットボトル (飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)	(合 計) 517.5	(合 計) 514.0	(合 計) 510.4	(合 計) 506.6	(合 計) 502.7
		(引渡量) 517.5 (独自処理量) 0	(引渡量) 514.0 (独自処理量) 0	(引渡量) 510.4 (独自処理量) 0	(引渡量) 506.6 (独自処理量) 0	(引渡量) 502.7 (独自処理量) 0
	プラスチック製の容 包装であつて上記以 外のもの	(合 計) 3,349.6	(合 計) 3,327.0	(合 計) 3,303.4	(合 計) 3,278.9	(合 計) 3,253.6
		(引渡量) 3,349.6 (独自処理量) 0	(引渡量) 3,327.0 (独自処理量) 0	(引渡量) 3,303.4 (独自処理量) 0	(引渡量) 3,278.9 (独自処理量) 0	(引渡量) 3,253.6 (独自処理量) 0
計		(合 計) 8,373.3	(合 計) 8,316.8	(合 計) 8,257.9	(合 計) 8,196.5	(合 計) 8,133.1
		(引渡量) 4,381.6 (独自処理量) 3,991.7	(引渡量) 4,352.0 (独自処理量) 3,964.8	(引渡量) 4,321.2 (独自処理量) 3,936.7	(引渡量) 4,289.1 (独自処理量) 3,907.4	(引渡量) 4,256.0 (独自処理量) 3,877.1

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
= 直前年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、H27国調に基づくH28年11月1日現在の推計人口を基準人口とし、長野市企画課が推計した数値に基づき算出した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
363,766人 (対前年度比)	361,315人 (対前年度比)	358,757人 (対前年度比)	356,092人 (対前年度比)	353,340人 (対前年度比)
99.36%	99.33%	99.29%	99.26%	99.23%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色の ガラス製容器	びん（無色）	市による定期収集	選別・保管：市
	茶色の ガラス製容器	びん（茶色）		
	その他の ガラス製容器	びん（その他）		
紙 類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙（紙パック）	市による定期収集	選別・保管：市
	段ボール	紙（段ボール）		
	紙製容器包装であって上記以外のもの	紙（雑誌・その他の古紙）		
プ ラ ス チ ク	ペットボトル (飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの)	ペットボトル	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集された容器包装廃棄物はパッカー車、ダンプ車等を用いて次表の施設へ運搬され、中間処理される。

長野市資源再生センターの資源化施設においては、缶及びびんの選別・圧縮及び保管を、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設においてはペットボトル及びプラスチック製容器包装の選別、圧縮及び保管を行う。

紙類については、民間施設において選別、圧縮及び保管を行う。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金 属	スチール製容器	缶類	集積所に専用 ネット袋を配 置	パッカー車 (2 t 車 ～10 t 車)	《選別・圧縮・保管施設》 長野市資源再生センター 資源化施設
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色の ガラス製容器	びん（無色）	集積所に専用 プラスチック コンテナを配 置	平ボディ車 (2 t 車 ～4 t 車)	《選別・保管施設》 長野市資源再生センター 資源化施設
	茶色の ガラス製容器	びん（茶色）			
	その他の ガラス製容器	びん（その他）			
紙 類	飲料用紙製容器 (原材料としてアル ミニウムが利用され ているものを除く)	紙（紙パック）	それぞれ結束 して集積所へ 排出	平ボディ車 (2 t 車 ～4 t 車)	《選別・圧縮・保管施設》 民間施設
	段ボール	紙（段ボール）			
	紙製容器包装であって 上記以外のもの	紙（雑誌・その 他の古紙）			
プ ラ ス チ ク	ペットボトル (飲料又はしょうゆ その他主務大臣が 定める商品を充て んするためのも の)	ペットボトル	集積所に専用 ネット袋を配 置	パッカー車 (2 t 車 ～10 t 車)	《選別・圧縮・保管施設》 長野市資源再生センター プラスチック製容器包装 圧縮梱包施設
	プラスチック製の 容器包装であって 上記以外のもの	プラスチック 製容器包装	指定袋に入れ て集積所へ排 出	パッカー車 (2 t 車 ～10 t 車)	《選別・圧縮・保管施設》 長野市資源再生センター プラスチック製容器包装 圧縮梱包施設

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

長野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に沿って本市の分別収集計画を実効あるものとし、一層のごみの減量及び資源化を推進していく。